

令和7年度 東京都児童相談所外部評価

立川児童相談所(相談部門)

評価講評

	令和8年 3月18日
評価者	日本社会事業大学 名誉教授 藤岡孝志
評価者	横浜あかり法律事務所 弁護士 野口容子
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

1. 大項目（第Ⅰ部～Ⅶ部）毎の総評
2. 評価項目毎の評価ランク
3. 総括（1.の内容を評価機関により編集）
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理
 - ・現状（※良い点含む）と取り組むべき課題について整理
※それぞれが何をしなければならないかを明らかになるよう総括する

評価機関：株式会社 地域計画連合

評価項目		外部評価
第Ⅰ部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目	[No.1] 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
評価項目	[No.2] 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
評価項目	[No.3] 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目	[No.4] 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
評価項目	[No.5] 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
○情報管理に関する事項		
評価項目	[No.6] 情報の取り扱いが適切に行われているか	A
評価項目	[No.7] 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目	[No.8] 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
第Ⅰ部 児童相談所の組織 講評		
【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】		
◆総評		
・職員数が法定基準を大幅に満たしていない中で、一人一人の熱意やチームでの協力体制により支えられている状況です。各職員の負担も大きく長期的に維持していくことは困難です。特に児童福祉司歴の浅い職員(3年以下)が半数以上であり、男女比が1:3を超えていることから、一部の職員に負担がかかっていることは否めません。立川児童相談所専属の専門課長を増やしたり、記録を取ることでできる会計年度職員を増やすなどして、組織体制の更なる強化が求められます。若手職員が将来にわたりライフワークバランスを取りながらも、児童相談所で勤務することを希望できる職場づくりを期待します。 ・児童相談所長をはじめ、管理職が、職員のメンタルの側面への気配りをしており、困難家庭への対応の後の振り返りや語りの場の設定など、所内での工夫がみられています。また、ケースの受理会議、援助方針会議、進行管理会議などに参加させて頂きましたが、話しやすい雰囲気工夫されており、難しい困難ケースを語ったり検討したりする時の発表者へのサポートを感じることができました。このことは、おそらく、会議だけではなく、日頃の関わりの中でも支援者支援が意識されているということがうかがえました。しかし、同僚・上司等個人でできる職員支援には限界があり、組織をあげた職員支援が必要となると考えられます。支援者支援についての職員研修や、兼務でもよいので、職員の定着支援やバーンアウト予防などに思いを馳せることができる職員(支援者支援コーディネーター等)の配置など今後さらに工夫がなされていくことを期待します。 ・立川駅からも近く多摩立川保健所と同じ建物であることから、保護者などがアクセスすることへのハードルが下がるメリットがあります。また、保健所職員と事前に打ち合わせをしやすく、特に保健所の対応が必要な保護者がアクセスしやすいというメリットを活かした対応がされています。一方で、管轄区域は広く、区内と異なり公共交通機関の乏しい地域が多いにも関わらず、社用車は4台と少ないことによる負担感が大きいことが見られました。そのため、児童を移送するときにもタクシーを利用せざるを得ない状況も見受けられるようです。地域の状況に応じ、社用車の台数を増やすことも検討していただきたいです。 ・令和2年の開設時は余裕があった職務室も現時点では大変狭く、職員の各机の引き出しはA4ファイルが入らないほどの大きさであり、机上もキーボードと記録と一緒に置くことができない狭さとされています。記録は全てデータ化されているとはいえ、外部機関から提供された資料を打ち込む際に不便さを感じられると推察します。通路を通る際にも互いの配慮が求められ、また立ち上がるために椅子を引く時にも、背部へ気を遣わなければならないなど、職員が働きやすい環境が作られているとはいえません。これまでフリーアドレスを試行するなど改善に向けた努力をされて来ましたが、一方で各ブロックの人員がバラバラに執務する弊害もあり、現在の状況になっているようです。今後、職員数を法定基準に満たすよう増員しなければならないことは明らかですので、職務室が拡張できる場所の確保を早急に対応する必要があると言えます。 ・東京都全体の研修のほか、所内で2か月に1回程度ミニ研修を行うなど、専門的知識や援助技術の向上に取り組んでおり評価できます。さらに、通常業務により参加できない職員のために、研修を録画するなどして閲覧できる機会を設けられると良いかもしれません。 ・面前DV通告など、警察と児童相談所とのケースに関する報告や情報共有の仕組みはさらに、進展しています。これまで電話通告であったものを、児童相談システムを通じて、夜間に書類をアップロードできるオンライン通告の仕組みが整備され、即日で内容を把握できるようになっています。この点は特記すべき優れた連携と考えます。虐待ケースは警察ともケースを共有し、共同面接など刑事と一緒に面接することもあるとのことで、北欧フィンランドやスウェーデンで行われているバルナフスにも通じるアプローチであり、今後のさらなる整備が期待されます。東京都は警察からの出向があり、相互理解が進んでいる状況ですが、警察内での調査の秘匿性などの壁があり、立件等のデリケートな局面では、十分な連携が取れているとは言い難い点も東京都に限らず日本の限界とも考えられます。これは、児童相談所全体の課題であり、そのような中であって、児童相談所としてのできうる限りの連携を行っているが高く評価できます。		
○参考 評点の補足		
【国基準と比較した職員配置不足と組織体制】[NO.1]		
・(職員の配置不足)		
都の人材確保の問題であるが、必要な職員体制が確保されていない。		
・(組織体制の見直し)		
立川児童相談所は、11市町村を担当しており、都内の児童相談所で最多である。11市町村を3ブロックに分けて地区との連携を強めるとともに、昨年からはブロックごとにチーフ職を、虐待班にはサブチーフ職を配置している。チーフは極力ケースは持たず、管理スパンを小さくして、職員との密な連携を図ると同時に、組織的な対応力を高めるねらいがある。心理部門もゆるやかなブロック制とし児童福祉司との連携を強めている。		
【専門職、警察との連携体制】[NO.5]		
・(専門職との連携)		
児童相談所の機能を十分に発揮するために、非常勤弁護士や登録医師等と緊密に連携し、的確な対応を図っている。地域の登録医師等がいることで、よりケースの情報共有や連携が図れる状況は強みとなっている。		
・監視庁(少年育成課、人身安全本部)、管内警察署少年係(5署)及び少年センター(立川)、との相互の情報共有と連携を密に図るため連絡会(管内子11市町村家セも出席)を開催している。今年度は、一時保護所内の見学会を実施し、保護所運営の理解を深めてもらっている。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9] 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
評価項目	[No.10] 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
評価項目	[No.11] 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12] 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

・権利ノートをはじめとして、子どもが状況を把握し意見表明をしやすいうにツールを利用しながら対応をしている点は評価できます。年齢や子どもの特性に応じて子どもの権利ノートに代わる動画の作成もしており、子どもの視点に立った対応がなされています。また、権利ノートやライフストーリーワークなどその子どもに重要な記録をまとめるファイルをもうけ、大切な資料が分散しないようにする試みもなされています。

・これらの説明ツールを内容のみならず使い方も含めて、全国に発信されることを期待したいです。なお、権利ノートは渡しっぱなしにならないよう、少なくとも1年に1度は子どもと一緒に権利ノートが手元にあることを確認し、困ったときに相談ができるような意識づけができると良いでしょう。

・子どもの意見聴取がなされているか複数の体制でチェックを行っています。個々の職員が措置にあたる援助決定はもちろんのこと、在宅被虐待ケースにおいても、直接面談して子どもの意向を確認してから終結をしようという姿勢がみられ、子どもの意見や意向を尊重する姿勢が徹底されており評価できます。令和5年に法改正を受け、子どもの意見表明を尊重する施策が求められていることからすれば、東京都においては、援助方針会議における資料も子どもの意見がまずは把握できるようなシステムに変更していくことを期待します。

・一時保護されている児童については、援助方針会議のみならず日常的に一時保護所と連携をとることが児童の権利に資するといえます。立川児童相談所の保護所に入所中の児童については緊密な連携が取れているようですが、全児童について連携が取れるような体制づくりを東京都に期待します。

・東京都児童福祉審議会でも、今後は審議会での直接の子どもの意見表明も、意見表明等支援員のサポートによって実現していくと考えられます。これらは、日頃の意見形成を支援する児童相談所職員や里親、施設職員の意見形成、意見表明への高い意識から生じるものであるべきと考えられます。児童相談所職員による施設訪問や里親支援の文脈で常に意識しなければならない点であり、意見表明等支援員の存在だけではない、日頃の意識づけが求められるでしょう。児童相談所にはそのような役割を率先して果たしていただきたいと考えます。その点で、施設での自殺予防を目指したもやもや感へのアプローチなどは、優れた試みであると考えます。

○参考 評点の補足

【子どもの権利に対する説明、支援等】[NO.10]

・子どもの権利ノートは、都として改訂し、小学生向け、中学生向けなど対象となる年代を分けて作成し、バインダー形式の追加資料などを挟み込める形式としている。これにより、児童福祉司が替わる場合にも、その都度「大切なあなたへ」のメッセージが書き込むことができる。改訂された権利ノートについては、今年度の11月ごろから、徐々に子どもへの配付を行っている状況にある。

・意見表明支援は、都立としては江東児童相談所のみに入っている段階であり、今後が期待されている。

【子どもへの説明や尊重した対応への子どもの評価】[NO.12]

・子どものアンケートの結果では、子どもの意見として「よく意見を聞いてくれる」という声が見られた。また、権利ノートを所持している割合も一定程度みられた。（児童養護施設の子ども調査で、「児童相談所の職員がよく話を聞いてくれる（とても聞いていると聞いているの合計）」の割合は、令和4年から7年に評価を受けた児童相談所平均値69%に対し、立川児童相談所の値は87%となっている。）

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応		
評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ確に行っているか	A
○受理		
評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
○子どもの安全確認・安全確保		
評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行えているか	A
○調査・アセスメント		
評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	B
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A
○援助方針の策定		
評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
○在宅指導		
評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
○進行管理・援助方針等の見直し		
評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
○管轄する児童相談所の変更		
評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評

【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定
/在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】

◆総評

・担当児童福祉司、担当児童心理司、チーフ、課長代理、課長、所長らが日常的に協議を重ね、ケースを臨機応変かつ迅速に進行されていた点は評価できます。チーフの不在時には課長代理や課長、所長にも相談しやすい雰囲気をつくり、特に福祉司と心理司が職種の垣根を超えて互いに補完し合い、ケースを進めている様子が見えました。また、経験年数の浅い児童福祉司の面談や訪問等に業務指導員が同席できることは、後進育成にとってもより良い環境といえます。

・主訴が非行や育成であってもその根本的な要因に虐待があることが職員一人一人に根付いており、家庭や地域に対する総合的な援助に取り組んでいる姿勢が見られました。

・進行管理について、一般相談(毎月)、虐待ケース(毎週)、未現認・直接現認(毎週)、一時保護(毎週)、特定妊婦(毎週)、情報提供(毎週)、3か月・6か月超長期未処理(毎月)、決裁未処理(毎月)、通知書管理(毎週)、在宅指導(3か月毎)、乳児院(3か月毎)、児童養護施設(6か月毎(但し家庭復帰ABケース+高2年齢以上ケースは3か月毎)、養育家庭(6か月毎)、法的対応(33条、28条申立・更新、親権停止)等々を実施されています。様々な観点から全ての児童が埋もれることのないように配慮した進行管理がなされており、その子どもの適切な時点における対応ができるよう取り組まれている点は評価できます。このような必要に応じた進行管理は、全国に発信が期待されます。

・記録作成については、負担が大きく、リアルタイムで記載すべき情報を記載することが困難なようです。一部の業務で自動音声文字起こし機能の利用を試みているようですが、誤字が多く使い勝手が悪いという声も聞かれます。また、決裁に際しては紙ベースでの対応がなされているようです。例えば、子どもの意見表明など重要事項については、記載がなければアラームが発生するシステムにするなど、職員が記録作成をしやすいシステムの導入も検討されてみてください。電子決裁やシステム管理の導入など現場が利用しやすいAI機能の導入を東京都に期待します。

○参考 評点の補足

【一時保護の要否判断、司法審査への対応】[NO.20]

・一時保護の進行管理について、毎週、3週間協議の実施、2か月越えの不同意(33条申立)、進捗状況や退所後の方針について、進行管理を行っている。特に、保護3週間協議は、相談部門に加え、一時保護職員も交えた実施の必要性を認識している。これには、オンライン等柔軟な開催の方法が求められている。

・一時保護の司法審査が導入されたことを受け、一時保護の進行管理については、緊急受理会議をしてシステムで全部拾っており、援助方針会議において、「子供の面接時期」、「親の面接のタイミング」を、担当の児童福祉司に確認している。保護者の来所時に、一時保護同意書を取り付け、戸籍を取って親権者を確定させている。2か月越えの不同意がある場合、日付を見ながら対応をしている。一時保護状についても遅滞なく提出される重要性が認識されている。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整

評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A

○社会的養護時における援助

評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	S
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われている	A
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	S

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している	A

○児童自立生活援助等

評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	B
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評

・施設への定期的な訪問など、子どもの最善の利益を追求しようとする姿が垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っている点は高く評価できます。

・一方、措置先がないために一時保護の長期化とされるケースが散見されます。兄弟姉妹も施設に空きがないことを理由に分離せざるを得ず、措置先の選定が適切に行われているとは言えません。また、愛着形成が必要な乳幼児についても、乳児院に空きがないために入れず、病院へ委託せざるを得ない状況です。このような慢性的な施設不足は、社会的養護を必要とする子どもに十分な支援がなされているとはいえません。さらに、東京都には児童心理治療施設がなく、児童自立支援施設も対象年齢を設けているものの空きがない状態が常態化しています。社会的養護を必要とする子どもたちが適切な場所を選定できるよう、東京都として取り組むことに期待をします。法改正を受け、18歳以上で児童自立生活援助事業を必要としている者に対しても支援をすることが求められるようになりました。今後、より積極的に支援が拡充されることに期待しています。

・家庭復帰が見込めるケースでは、早い段階から保護者に対して方向性を示したり、保護者面接時に発達特性を心理司から説明して福祉司をサポートするなど、措置解除後を見据えた援助についても十分な対応が見受けられ評価できます。数年前より、都内施設措置児の自死が問題となっていることをふまえ、小学校3年生以上の措置児童の自死予防に向けた面接を実施する取り組みをされており、実際に医療に繋げることのできた児童もいるなど、社会的養護の中で生きづらさを抱えた子どもたちを支える取り組みとして、評価できます。

・児童相談所における心理司による継続的支援の優れた取り組み

①心理司グループによるCAREプログラムの継続的実践：心理司グループによるCAREプログラムは、約10年間にわたり継続して実施されている取り組みであり、児童相談所における心理的支援の体系化という点で評価できます。プログラムは、保護者向け、里親向け、専門職向け、一時保護所職員向けなど複数の対象別グループとして構成されており、子どもの行動理解を基盤としながら、養育者や支援者がどのような声かけや関わりを行うことが子どもの安定につながるかを学ぶ内容となっています。このように、子ども本人だけでなく養育環境を支える大人を対象とした心理教育的アプローチを継続的に展開している点は、児童相談所における予防的支援および再発防止の観点からも意義が大きいといえます。また、心理司グループによる共同実践として運営されていることは、組織としての支援力を高める取り組みとしても評価できます。

②セカンドステップ(セカステ)による社会的スキル支援：セカンドステップ(セカステ)は、児童養護施設等からの参加も多く、地域の社会的養護との連携の中で機能しているプログラムです。プログラムは全12回実施され、共感、感情理解、適切な人間関係の築き方などの社会的スキルについて、パワーポイント資料を用いながら子どもと養育者が共に学ぶ形式となっています。また、参加する子どもの発達段階や課題に応じて内容を柔軟に調整している点や、実践内容を共有するための「セカステ通信」を発行して参加者に配付している点など、継続的な学習機会と振り返りを組み合わせた支援の工夫が見られます。プログラムの最後には振り返りを参加者で行っており、成就感などを共有する工夫もなされています。さらに、来所時のヒアリングを通して個別の状況を把握し、プログラムの戦略性を高めていく余地もあり、今後の発展性も期待される取り組みです。

③性行動問題へのグループ支援(i-Step)の導入：令和2年度から開始された「i-Step」は、性行動問題に対する支援を目的とした比較的新しい取り組みであり、専門職によるスーパービジョンを年3回受けながら実施されています。グループ形式で「性加害」や性行動に関する問題を振り返り、子どもの行動理解とともに、保護者の感情や葛藤にも焦点を当てながら、今後どのように子どもと向き合っていくかを共に考える場となっています。特に在宅指導ケースにおいては、保護者を含めたグループ支援を行うことで、家庭内での関係性や養育のあり方を再構築する機会となっており、行動理解・保護者支援・再発予防を統合した実践として意義深いものとなっています。

④心理司チームによる多面的プログラム展開：これらの取り組みに共通する特徴として、心理司それぞれの専門性や得意分野を活かしながら、複数のプログラムが同時並行的に運営されている点が挙げられます。これは個人の実践にとどまらず、心理司チームとして組織的に支援プログラムを構築・運営している点に大きな特徴があります。このような体制は、児童相談所における心理支援の質を高めるとともに、支援の継続性や専門性の蓄積を可能にしており、児童相談所実践の優れた点として高く評価されるべきと考えます。また、養育者の養育技能についてリアルタイムで習熟してもらうことをめざすPCITは、そのしつらえのなかに、マジックミラーだけでなく、クールダウンや内省を深める小部屋も用意されており、本格的なPCITを実現できる場となっています。家庭訪問による在宅支援ではなかなか習得が難しい、子どもとの距離感や声掛けのタイミング、声の音量や質、表情・しぐさなど、言語表現の意味的側面に限らない支援が可能となっている点も特記すべき点であると考えます。

○参考 評点の補足

【里親委託・フォスタリング機関の活動】[NO.32]

・里親委託については、児相全体として進展に課題があるという認識のもと、里親委託推進委員会を立上げ、対応を検討している。当児相では、令和4年度からフォスタリング機関に事業業務委託を開始し、普及啓発に力を入れている。立川児童相談所管内の里親の数は、60家庭で80人くらいの委託児童がいる。都内他児相と比較しても、登録家庭数、委託児童数、受託児童数が多く、管内登録家庭数への委託児童割合は75%を超え、社会的擁護における里親委託率も25%まで伸びている。

【その他の児童心理司による取り組み】[NO.36]

(措置児童の自死予防対策:モヤモヤチェックシート)

・都の措置児童の自死率が高まっている状況を受け、早めの予防対応を定着させるため、モヤモヤチェックシートを運用している。自死のリスクが高まる9月や2月にチェックシートを実施し、リスク度に応じて、2回目のチェックを行ったり、生活振り返りアンケートによる施設や学校での生活の様子の把握や、定期的な児相への通所による面接など、予防につなげている。

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価項目	[No.44] 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
------	---	---

○保護者に対する指導・支援

評価項目	[No.45] 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
評価項目	[No.46] 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか	A

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

・保護者への対応が困難な事案で、経験の浅い職員が業務指導員やチーフ等に同席を求めることで、職員としてのスキル向上のみならず保護者に対してスムーズな指導・支援が行われています。保護者に対して行政処分(法27条1項2号)をかける際には、その目的を意識して定期的な面会を継続するなど、行政処分に応じた支援が行われており評価できます。

・家族再統合に向けた支援として、心理司による継続的な支援の取組みが行われています。具体的には、CAREプログラム、セカンドステップ(セカステ)、性行動に関する支援など、多様な心理教育的プログラムが実施されています。これらの取組みでは、児童相談センター治療指導課事業の活用を図りながら、CAREグループ、親子グループ、性加害児治療グループなど、集団力動を生かした支援を提供しており、親子関係のアセスメントや支援の充実に役立てられています。

・また、虐待カウンセリング事業や治療指導課の各種事業についても、相談者の状況や課題に応じて柔軟に活用されており、多様なニーズに応じたケアを提供できるよう工夫されています。こうした取組みは、子どもや保護者が自らの行動や関係性を振り返り、親子関係の再構築に向けて学び合う機会を生み出している点で意義深いものです。

・家族再統合に向けた支援は、法的権限と専門的支援機能の双方を有する児童相談所であるからこそ実施できる重要な取組みです。多様なプログラムを組み合わせて提供していることにより、親子関係の課題や家庭の状況が異なる様々なケースに対応できている点は評価できます。

・今後は、これらの支援プログラムの継続的な実施に加え、個別ケースに応じた支援プログラムの選択や組み合わせをさらに工夫していくことが期待されます。また、プログラムの実施を通して得られた知見を組織内で共有し、アセスメントや支援方法の体系化を図ることにより、家族再統合支援の質の向上につなげていくことも重要です。児童福祉司と児童心理司の連携は、職員の語りの中でも多く出てきていました。今後さらなる組織的な支援へと高めていくことが期待されます。さらに、施設や学校、地域の関係機関との連携を強化し、家庭復帰後も継続的に親子関係を支える地域支援体制を整えていくことが望まれます。学校に通う子どもたちが、児童相談所や施設や里親家庭でどのように成長しているかを学校等で伝えることで、福祉と教育の連携がさらに深まることが期待されます。

○参考 評点の補足

【家族再統合に向けた支援】[NO.46]

(心理司による継続的な支援の取組み): CAREプログラム、セカステ、性行動に関する支援 ※再掲

家族再統合に向け、児童相談センター治療指導課事業の活用、CAREグループ、親子グループ、性加害児治療グループといった集団力動を生かした支援を提供し、親子関係のアセスメントや支援に役立てている。虐待カウンセリング事業や治療指導課の諸事業の利用を引き続き相談者の状況に応じて多様なケアが提供できるよう工夫している。

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携

○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
評価項目	【No.47】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
評価項目	【No.48】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
評価項目	【No.49】 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
○都道府県児童福祉審議会との連携		
評価項目	【No.50】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか	A

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携 講評

【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/
都道府県児童福祉審議会との連携】

◆総評

・規模の異なる11市区町村を管轄しており、役割分担や連携体制の構築に尽力をしていることが伺われます。より一層連携強化を図るためにも、職員交流等による相互理解をすすめていくことに期待します。

・地域の医療機関との連携強化に向けた取り組みとして、近隣の医療機関とCAPS(院内虐待対策委員会)についての意見交換をされています。また、新たにCAPS設置を検討している地域の総合病院とも意見交換の場を設けています。全国的にも医療機関からの通告件数が多いことからすれば、地域の医療機関、特に総合病院との連携強化は虐待予防にも繋がると言え評価できます。

・令和5年法改正を受け、一時保護や施設入所中の子どもが自分に関わる措置等について意見や希望を表明する権利が認められました。これまで、児童福祉審議会で意見表明権を行使する児童はいないようですが、今後積極的に活用していくことに期待します。また、児童福祉審議会では、様々な事例が取り上げられることから、多くの職員の学びの場として活用していくことも期待します。

・児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われていると考えます。特に、28条適用後の親の不同意を前提としつつ、子どもの最善の利益のために継続しなければならない場合の児童福祉司指導は、親やその関係者との信頼関係の構築とその維持が求められており、児童相談所におけるケースの検討で意見の分かれる困難事例であると考えられます。福祉・臨床心理・法律・精神医療・小児医療等の専門家が集う児童福祉審議会での困難事例に対する意見聴取は、子どもの最善の利益を考える上でも、所要所で有効活用されることが期待されます。東京都には、そうした有効活用につながるよう、児童相談所に対する適切な仕組みの情報発信が求められます。

○参考 評点の補足

【区市町村支援の取り組み】[No.49]

(子家センとの連携)

・管内11市町村子家センと児相との連絡会を毎年設け、役割分担や連携方法等を協議している。今年度は、死亡事例検証(都国)、一時保護状請求導入、年末年始の長期休暇における対応等を議題とした。チーフ児童福祉司は、毎月、管轄11市町村子家センの受理・支援会議に出席し、専門的な知識及び技術に関する助言支援を行うとともに、今後児相が関与する可能性のあるケースを把握し、事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している。児童福祉司は、3か月毎の管轄11市町村子家センの虐待進行管理会議に出席し、情報共有・役割分担を確認するとともに、対応方針を検討している。

(市町村への研修)

・管内11市町村における児童虐待に関する相談に対して、年6回の虐待対応コーディネーター研修、援助方針会議とブロック会議に受け入れ、対応機能の強化を支援している。東京都職員派遣研修要綱に基く、区市町村子家セン職員の長期派遣研修、東京都社会福祉事業団相互派遣研修の受け入れを行い、地域の相談機関・児童福祉施設へ児童相談所の相談援助技術やノウハウを実践を通して提供している。

・管内11市町村子家セン職員に対し、短期間派遣研修(5日間)を受け入れ、市町村の相談対応力の向上及び協働連携の強化に取り組んでいる。

・三多摩児童養護施設協議会施設の職員に対し、児童相談所の業務に関する知識や理解を深めていただくことを目的として、毎月1回(原則第1水曜日)、3施設分を視察研修枠として援助方針会議に陪席してもらっている。援助方針会議終了後に、施設の職員から意見や感想を述べていただくことで、児童相談所職員にとっても施設の状況等を理解する機会となっている。

(医療機関への支援)

・医療機関が虐待事例に組織的に対応し、児童相談所との連携の強化が図られるよう、今年度は、近隣の医療機関(立川病院、立川相互病院、阿伎留医療センター)とCAPS(院内虐待対策委員会)についての意見交換、今後のCAPS設置に向けた意見交換(西徳洲会病院)の場を設けている。また、訪問研修を令和8年2月に西徳洲会病院で行う。

外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	職員数が法定基準を大幅に満たしていないなか、職員一人一人の熱意やチームでの協力体制により支えられています。若手職員が半数を超えるなか、児童相談所長をはじめ、管理職が、相談のしやすさなど職員のメンタルな側面にも気配りをしながら、進行管理会議や援助方針会議を確実に開催し、丁寧に協議を重ねて業務に当たっています。児童心理司と児童福祉司の良好な協力体制も確立されています。	今後、更に、執務環境の改善があれば、より質の高い対人援助活動が期待できる組織です。11市区町村を抱える児童相談所としての公用車の増車、専門課長の増員、記録作成に資するAIの改善、記録を補助する会計年度職員の増員など、職員の負荷を軽減する環境の改善が不可欠です。
II	権利ノートをはじめとして、子どもが状況を把握し意見表明しやすいようにツールを利用しながら対応をしています。個々の職員が措置にあたる援助決定はもちろんのこと、在宅被虐待ケースにおいても、直接面談して子どもの意向を確認してから終結をしようという姿勢がみられ、子どもの意見や意向を尊重する姿勢が徹底されています。	権利ノートは渡しっぱなしにならないよう、少なくとも1年に1度は子どもと一緒に権利ノートが手元にあることを確認し、困ったときに相談ができるような意識づけが期待されます。一時保護されている児童については、援助方針会議のみならず日常的に一時保護所と連携をとることが児童の権利に資するということへの認識が求められます。
III	チーフの不在時には課長代理や課長、所長にも相談しやすい雰囲気をつくり、特に福祉司と心理司が職種の垣根を超えて互いに補完し合い、ケースを進めている様子が見えました。主訴が非行や育成であってもその根本的な要因に虐待があることが職員一人一人に根付いており、家庭や地域に対する総合的な援助に取り組んでいる姿勢が見られました。	記録作成については、職員の負担が大きく、リアルタイムで記載すべき情報を記載することが困難な状況があるとの声が聞かれました。一部の業務で、自動音声文字起こし機能の利用を試みているようですが、誤字が多く使い勝手が悪いという声があります。こうした利用状況の記録とともに、職員の意見をシステム改善にフィードバックする働きかけが期待されます。
IV	施設への定期的な訪問など、子どもの最善の利益を追求しようとする姿が垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っている点は高く評価できます。また、家庭復帰が見込めるケースでは、早い段階から保護者に対して方向性を示し、措置解除後を見据えた援助に取り組んでいます。数年前より都内施設措置児の自死が問題となっていることをふまえ、心理司と連携した予防的面接の実施や、約10年わたるCAREプログラムの継続など心理的支援の体系化も図られています。	東京都は里親委託推進委員会を立上げ、対応を検討していますが、当児相では、令和4年度からフォostering機関に事業業務委託を開始しています。立川児童相談所管内の里親の数は、60家庭で80人くらいの委託児童がおり、都内他児相と比較しても、登録家庭数、委託児童数、受託児童数が多く、管内登録家庭数への委託児童割合は75%を超え、社会的擁護における里親委託率も25%まで伸びており、今後より一層の充実が期待されます。
V	家族再統合に向けた支援として、心理司による継続的な支援の取り組みが行われています。CAREプログラム、セカンドステップ、性行動に関する支援など、多様な心理教育的プログラムが実施されています。これらの取り組みでは、児童相談センター治療指導課事業の活用を図りながら、CAREグループ、親子グループ、性被害児治療グループなど、集団力動を生かした支援を提供しており、親子関係のアセスメントや支援の充実に役立てられています。	今後は、これらの支援プログラムの継続的な実施に加え、個別ケースに応じた支援プログラムの選択や組み合わせをさらに工夫していくことが期待されます。児童福祉司と児童心理司の連携は、職員の語りの中でも多く出てきていました。今後さらなる組織的な支援へと高めていくことが期待されます。家族再統合に向けた多様なプログラムの実施を通して得られた知見は、組織内で共有し、アセスメントや支援方法の体系化を図ることにより、家族再統合支援の質の向上につなげていくことも重要です。
VI	規模の異なる11市区町村を管轄しており、役割分担や連携体制の構築に尽力をしていることが伺われます。	11市区町村とのより一層連携強化を図るためにも、職員交流等による相互理解をすすめていくことに期待します。また、これまで、児童福祉審議会で意見表明権を行使する児童はいないようですが、今後積極的に活用していくことに期待します。児童福祉審議会では、様々な事例が取り上げられることから、多くの職員の学びの場として活用していくことも期待します。

【児童相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	管轄エリアに11市区町村を抱える都内最大の児相として広域に対応するため、所内を3ブロックに分けて地区との連携を強めています。またブロックごとのチーフ職の配置により管理スパンを縮小し、組織的な対応を高めています。職場環境は、職員の増員とともに狭まる状況がありますが、フリーアドレスの導入・調整など、改善にも積極的に取り組んでいます。	今後、職員の業務負荷を軽減し、専門性の向上に資するため、組織体制の更なる強化が求められます。職員への定着支援やバーンアウト予防は、支援者支援員の配置など、組織的な支援の仕組みが求められます。若手職員が将来にわたりライフワークバランスを取りながらも、児童相談所での勤務を希望できる職場づくりの進展が期待されます。
II	子どもの意見聴取がなされているか、複数の体制でチェックを行っています。個々の職員が措置にあたる援助決定はもちろんのこと、在宅被虐待ケースにおいても、直接面談して子どもの意向を確認してから終結をしようという姿勢がみられ、子どもの意見や意向を尊重する姿勢が徹底されています。	東京都児童福祉審議会での直接の子どもの意見表明については、日頃の意見形成を支援する児童相談所職員の高い意識が重要となります。職員による施設訪問や里親支援の文脈で常に意識するとともに、日頃の意識づけの中から、子どもの意見表明の取組みが推進するよう、児童相談所には率先した役割の発揮が期待されます。
III	進行管理については、一般相談、虐待ケース、未現認・直接現認、一時保護、特定妊婦、情報提供、3か月・6か月超長期未処理、決裁未処理、通知書管理、在宅指導、乳児院、児童養護施設、養育家庭、法的対応など、多様な観点で行っています。児童が埋もれることのないよう、その子どもの適切な時点における対応ができるよう配慮した進行管理がなされている点は、全国に発信が期待されるものです。	記録については、負担の大きさやAIの使い勝手などについて職員からの様々な声があります。また、所内の決裁についても紙ベースで対応がなされており、ファイルの掘り起こしに苦慮する声も聞かれます。こうした現場の声を、東京都に積極的にボトムアップし、東京都としての電子決裁やシステム管理の導入など現場が利用しやすいAI機能の導入につなげることが期待されます。
IV	心理司チームによる自殺予防の面接、セカンドステップ、i-Stepなど、対象者の異なる複数のプログラムが、同時並行的に構築・運営されています。このような体制は、児童相談所における心理支援の質を高めるとともに、支援の継続性や専門性の蓄積を可能にしており、児童相談所における予防的支援および再発防止の観点からも意義が大きい取組みといえます。	東京都は里親委託推進委員会を立上げ、対応を検討していますが、当児相では、令和4年度からフォスタリング機関に事業業務委託を開始しています。立川児童相談所管内の里親の数は、60家庭で80人くらいの委託児童がおり、都内他児相と比較しても、登録家庭数、委託児童数、受託児童数が多く、管内登録家庭数への委託児童割合は75%を超え、社会的擁護における里親委託率も25%まで伸びており、今後より一層の充実が期待されます。（再掲）
V	保護者への対応が困難な事案で、経験の浅い職員が業務指導員やチーフ等に同席を求めることで、職員としてのスキル向上のみならず保護者に対してスムーズな指導・支援が行われています。保護者に対して行政処分（法27条1項2号）をかける際には、その目的を意識して定期的な面会を継続するなど、行政処分に応じた支援が行われており評価できます。	施設や学校、地域の関係機関との連携を強化し、家庭復帰後も継続的に親子関係を支える地域支援体制を整えていくことが望まれます。学校に通う子どもたちが、児童相談所や施設や里親家庭でどのように成長しているかを学校等で伝えることで、福祉と教育の連携がさらに深まることが期待されます。
VI	規模の異なる11市区町村を管轄しており、役割分担や連携体制の構築に尽力をしていることが伺われます。（再掲）また、地域の医療機関との連携強化に向けた取り組みとして、近隣の医療機関とCAPS（院内虐待対策委員会）についての意見交換をされています。また、新たにCAPS設置を検討している地域の総合病院とも意見交換の場を設けています。	11市区町村とのより一層の連携強化を図るためにも、職員交流等による相互理解をすすめていくことに期待します。（再掲）福祉・臨床心理・法律・精神医療・小児医療等の専門家が集う児童福祉審議会での困難事例に対する意見聴取は、子どもの最善の利益を考える上でも、要所要所で有効活用されることが期待されます。

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	立川駅からも近く多摩立川保健所と同じ建物であることから、保護者などがアクセスすることへのハードルが下がり、保健所の対応が必要な保護者がアクセスしやすいというメリットを活かした対応を行っています。面前DV通告や、夜間にできるオンライン通告の仕組みが整備され警察と情報共有の仕組みはさらに、進展しています。	令和2年の開設時は余裕があった職務室も職員の増員に伴い、現時点では大変狭く、職員にとってのストレスとなっています。今後、さらに職員数を法定基準に満たすよう増員しなければならないことは明らかですので、執務室が拡張できる場所の確保を早急に対応する必要があるといえます。
II	年齢や子どもの特性に応じて子どもの権利ノートに代わる動画の作成や、権利ノートのファイルを設け、大切な資料が分散しないようにする試みなど、子どもにとってわかりやすく、児童相談所が活用しやすいツールの改善を進めています。東京都児童福祉審議会でも審議会への直接の子どもの意見表明が、意見表明等支援員のサポートで実現する仕組みが整いました。	令和5年法改正を受け、子どもの意見表明を尊重する施策が求められていることからすれば、東京都においては、援助方針会議における資料も子どもの意見がまずは把握できるようなシステムに変更していくことを期待します。また、立川児童相談所の保護所に入所中の児童のみならず、全保護所の児童について必要な連携が取れるような体制づくりを期待します。
III	進行管理については、一般相談、虐待ケース、未現認・直接現認、一時保護、特定妊婦、情報提供、3か月・6か月超長期未処理、決裁未処理、通知書管理、在宅指導、乳児院、児童養護施設、養育家庭、法的対応など、多様な観点で行っています。児童が埋もれることのないよう、その子どもの適切な時点における対応ができるよう配慮した進行管理がなされている点は、全国に発信が期待されるものです。（再掲）	記録については、負担の大きさやAIの使い勝手などについて職員からの様々な声があります。また、所内の決裁についても紙ベースで対応がなされ、ファイルの掘り起こしに苦慮する声も聞かれます。こうした現場の声を、児童相談所から積極的に吸い上げ、電子決裁やシステム管理の導入など現場が利用しやすいAI機能の導入が行われることを東京都に期待します。
IV	心理司チームによる自殺予防の面接、セカンドステップ、i-Stepなど、対象者の異なる複数のプログラムが、同時並行的に構築・運営されています。このような体制は、児童相談所における心理支援の質を高めるとともに、支援の継続性や専門性の蓄積を可能にしており、児童相談所における予防的支援および再発防止の観点からも意義が大きい取組みといえます。（再掲）	社会的養護でクラスの子どもたちへの支援が積極的に行われている一方で、措置先がないために一時保護の長期化とされるケースが散見されます。このことは、 unnecessaryな兄弟姉妹の分離や愛着形成に必要な乳児を病院に委託せざるをえない状況にもつながっています。加えて、児童心理治療施設がない東京都では、児童自立支援施設も空きがない状態が常態化しています。社会的養護を必要とする子どもたちが適切な場所を選定できるよう、東京都として取り組むことに期待します。
V	家族再統合に向けた支援は、法的権限と専門的支援機能の双方を有する児童相談所であるからこそ実施できる重要な取組みです。多様なプログラムを組み合わせ提供していることにより、親子関係の課題や家庭の状況が異なる様々なケースに対応できている点は評価できます。	施設や学校、地域の関係機関との連携を強化し、家庭復帰後も継続的に親子関係を支える地域支援体制を整えていくことが望まれます。学校に通う子どもたちが、児童相談所や施設や里親家庭でどのように成長しているかを学校等で伝えることで、福祉と教育の連携がさらに深まることが期待されます。（再掲）
VI	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われていると考えます。特に、28条適用後の親の不同意を前提としつつ、子どもの最善の利益のために継続しなければならない場合の児童福祉司指導は、親やその関係者との信頼関係の構築とその維持が求められており、児童相談所におけるケースの検討で意見の分かれる困難事例であると考えられます。	福祉・臨床心理・法律・精神医療・小児医療等の専門家が集う児童福祉審議会での困難事例に対する意見聴取は、子どもの最善の利益を考える上でも、要所要所で有効活用されることが期待されます。（再掲）東京都には、そうした有効活用につながるよう、児童相談所に対する適切な仕組みの情報発信が求められます。